

郡山市雨水活用補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

令和3年3月25日一部改正

[上下水道局営業課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水による浸水被害の軽減等を図るため、雨水活用施設を設置する者に対する補助金の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 浄化槽転用等雨水貯留施設 公共下水道への接続等により不用となる浄化槽を転用又は地下に貯留槽を設置して、住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる施設をいう。
- (2) 雨水浸透ます 住宅等の敷地内に降った雨水を地中に浸透させることにより流出を抑制する施設をいう。
- (3) 地上設置型雨水貯留タンク 住宅等の敷地内に降った水を貯留することにより、流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる地上に設置された施設であり100リットル以上の雨水を貯留できるものをいう。
- (4) 雨水活用施設 浄化槽転用等雨水貯留施設、雨水浸透ます及び地上設置型雨水貯留タンクをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、公共下水道全体計画区域内において雨水活用施設を自らの負担により設置する者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 次に掲げる税、使用料等（以下「郡山市税等」という。）を滞納している者

- ア 市民税
- イ 固定資産税
- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 事業所税
- カ 入湯税
- キ 国民健康保険税
- ク 水道料金
- ケ 下水道使用料
- コ 下水道受益者負担金

- (2) 補助事業期間内に雨水活用施設の設置ができない者

(3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる雨水活用施設及び経費並びに補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める雨水活用施設の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。ただし、雨水活用補助金事業計画書は、その添付を省略することができる。

(1) 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透ます

- ア 雨水活用補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 雨水活用補助金事業計画書（第2号様式）
- ウ 工事場所の案内図
- エ 雨水活用補助金収支予算書（第3号様式）
- オ 工事の図面
- カ 雨水活用施設工事見積書（第4号様式）
- キ ポンプ設備の仕様内容を表す書類
- ク 郡山市税等の納付確認についての同意書（第5号様式）
- ケ その他管理者が必要と認めて指示する書類

(2) 地上設置型雨水貯留タンク

- ア 雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金交付申請書（第6号様式）
- イ 雨水活用補助金事業計画書
- ウ 地上設置型雨水貯留タンク設置場所配置図（第7号様式）
- エ 雨水活用補助金収支予算書
- オ 購入に係る見積書
- カ 購入する地上設置型雨水貯留タンクの仕様内容を表す書類
- キ 郡山市税等の納付確認についての同意書
- ク その他管理者が必要と認めて指示する書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならない。
- (2) 施設の適正な維持管理を行わなければならない。
- (3) 完成後の施設を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得なければならない。
- (4) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力しなければならない。
- (5) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度

から起算して5年間保存しなければならない。

- (6) 補助事業により取得した施設は、当該補助事業が完了した日の属する年度から起算して7年間は存続させ、その保全に努めなければならない。

(内容変更等の手続)

第8条 規則第9条に規定する管理者が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定により提出した書類のうち変更があった書類
 - (2) その他管理者が必要と認める書類
- (設置完了届等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、雨水活用施設の設置が完了したときは、当該完了した日から5日以内に雨水活用施設設置完了届（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかに設置完了検査を行うものとする。
- (補助金の交付)

第10条 管理者は、前条の規定による設置完了検査が終了し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に定める雨水活用施設の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透ます

- ア 雨水活用補助金実績報告書（第9号様式）
- イ 雨水活用補助金収支決算書（第10号様式）
- ウ 工事に係る領収書（写し）
- エ その他管理者が必要と認めて指示する書類

- (2) 地上設置型雨水貯留タンク

- ア 雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金実績報告書（第11号様式）
- イ 雨水活用補助金収支決算書
- ウ 購入に係る領収書（写し）
- エ その他管理者が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 管理者は、補助決定者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書に規定する管理者が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して7年間が経過した日までとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象施設	補助対象経費	補助額
浄化槽転用等雨水貯留施設	一般住宅の用地において不用となった浄化槽の改造（改造に伴う清掃も含む。）又は貯留槽の設置に要する経費並びに附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 1 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 250,000 円を限度とする。
	事業所等の用地において不用となった浄化槽の改造（改造に伴う清掃も含む。）又は貯留槽の設置に要する経費並びに附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 1 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 400,000 円を限度とする。
雨水浸透ます	雨水浸透ますの設置に要する経費及び附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 4 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 25,000 円を限度とする。
地上設置型雨水貯留タンク	地上設置型雨水貯留タンク本体及び集水継手、架台等地上設置型雨水貯留タンクの設置に要する設備の購入に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 1 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 40,000 円を限度とする。

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

雨水活用補助金交付申請書

次のとおり、雨水活用施設を設置したいので、補助金を交付してくださるよう申請します。

設 置 場 所					
総 事 業 費	施 設 名	数 量		金 額	
	浄化槽転用等雨水貯留施設	基		円	
	雨 水 浸 透 ま す	基		円	
	合 計			円	
補 助 金 交 付 申 請 額					
着 手 、 完 了 予 定 日		着 手		完 了	
工 事 業 者 名					
添 付 書 類		☐雨水活用補助金事業計画書（第 2 号様式） ☐雨水活用補助金収支予算書（第 3 号様式） ☐工事場所の案内図 ☐工事の図面 ☐雨水活用施設工事見積書（第 4 号様式） ☐ポンプ設備の仕様内容を表す書類（カタログ等） ☐郡山市税等の納付確認についての同意書（第 5 号様式） ☐その他管理者が必要と認めて指示する書類			
摘 要		☐ 市税等完納済			

第2号様式（第5条関係）

雨水活用補助金事業計画書

設 置 場 所		郡山市			地内		
設 置 費 用		円					
財 源 内 訳		事 業 費 総 額		補 助 申 請 額		個 人 負 担 額	
		円		円		円	
設 置 費 用 負 担 者							
設 置 時 期		年 月 日 ～ 年 月 日					
設 置 内 容	1 施 設 種 類						
	2 附 帯 設 備						
	3 配 管 工 事 別添配置図のとおり						
	4 そ の 他						

第3号様式（第5条関係）

雨水活用補助金収支予算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支 出

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

上記の通り相違ありません。

年 月 日 氏 名

第4号様式（第5条関係）

施工業者

雨水活用施設工事見積書

[illegible]

同 意 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所又は
申請者 所在地 _____
(フリガナ)
氏名又は法人（団体）名 _____
(フリガナ)
代表者氏名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

私（法人（団体）含む。）は、郡山市雨水活用補助金の交付申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金交付申請書

次のとおり、雨水活用施設を設置したいので、補助金を交付してくださるよう申請します。

設 置 場 所				
購 入 費	施 設 名	容 量	数 量	金 額
	地 上 設 置 型 雨水貯留タンク	リ ッ ト ル	基	円
補 助 金 交 付 申 請 額		円		
着 手 、 完 了 予 定 日		着 手		完 了
添 付 書 類		☐雨水活用補助金事業計画書（第 2 号様式） ☐地上設置型雨水貯留タンク設置場所配置図（第 7 号様式） ☐雨水活用補助金収支予算書（第 3 号様式） ☐購入に係る見積書 ☐地上設置型雨水貯留タンクの仕様内容を表す書類（カタログ等） ☐郡山市税等の納付確認についての同意書（第 5 号様式） ☐その他事業管理者が必要と認めて指示する書類		

第 7 号様式（第 5 条関係）

地 上 設 置 型 雨 水 貯 留 タ ン ク 設 置 場 所 配 置 図

設置場所		氏 名	
設置する建物の場所を示す地図（住宅地図等の写しでも可）			
建物の見取り図（設置場所を明記） 			

第 8 号様式（第 9 条関係）

雨水活用施設設置完了届	
年 月 日	
郡山市上下水道事業管理者	
住 所	
申請者	
氏 名	
(電話 - -)	
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 施設の設置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。	
設 置 場 所	郡山市
設 置 完 了 日	年 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
排 水 設 備 確 認 番 号	
雨 水 貯 留 量	浄化槽転用等雨水貯留施設 (縦) × (横) × (深さ) = m ³ 雨水浸透ます 基 × m ³ /h/ 基 = m ³ /h 地上設置型雨水貯留タンク リットル
添 付 書 類	☐ 設置写真

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

雨水活用補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金等交付決定通知
に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

設 置 場 所					
	施 設 名	数 量		金 額	
計 画 額	浄化槽転用等雨水貯留施設	基		円	
	雨 水 浸 透 ま す	基		円	
	合 計			円	
確 定 額	浄化槽転用等雨水貯留施設	基		円	
	雨 水 浸 透 ま す	基		円	
	合 計			円	
補 助 金 等 の 額		既に通知を受けている額	円	確 定 見 積 額	円
着 手 、 完 了 日		着 手		完 了	
工 事 業 者 名					
補 助 事 業 等 の 成 果					
添 付 書 類		☐ 雨水活用補助金収支決算書（第10号様式） ☐ 工事に係る領収書（写し）			

第10号様式（第11条関係）

雨水活用補助金収支決算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	決 算 額	摘 要
合 計		

2 支 出

項 目	決 算 額	摘 要
合 計		

上記の通り相違ありません。

年 月 日 氏 名

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

設 置 場 所					
施 設 名		容 量	数 量	金 額	
地 上 設 置 型 雨水貯留タンク	計 画	リットル	基	円	
	確 定	リットル	基	円	
補 助 金 等 の 額		既に通知を受けている額	円	確 定 見積額	円
着 手 、 完 了 日		着 手		完 了	
補 助 事 業 等 の 成 果					
添 付 書 類		□雨水活用補助金収支決算書（第10号様式） □購入に係る領収書（写し） □その他事業管理者が必要と定めて指示する書類			